

特定非営利活動法人 ハートフル定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハートフルという。英文名を Heartful といい略称をハートフルとする。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は事務所を 〒134-0083 東京都江戸川区中葛西六丁目 3 番 20 号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として以下を目的とする。

- 1) 措置解除者等や虐待経験がありながらこれまで公的支援に繋がらなかった者等の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設する。そのため、必要な情報の提供、相談及び助言並びに、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的（一時的避難者含む）に滞在させ、居住支援・生活支援を行うことにより、将来の自立に結びつける。
- 2) 義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- 1) 社会教育の推進を図る活動
- 2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 3) 子どもの健全育成を図る活動
- 4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- 1) 社会的養護経験者等に対する自立を目的とした社会的養護自立支援拠点事業
- 2) 社会的養護経験者等に対する相談、情報提供並びに相互交流事業
- 3) 社会的養護経験者等に対する生活支援事業
- 4) 社会的養護経験者等に対する就学・就労支援、職業紹介事業、アフターフォロー事業
- 5) 社会的養護経験者等に対する奨学金支援事業
- 6) 社会的養護経験者等に対する住宅支援事業
- 7) 児童養護施設等の職員及び関係者に対する研修及び業務支援事業
- 8) 社会的養護経験者等の一時的避難（シェルター含む）及び短期間含めた生活場所の提供事業
- 9) 社会的養護経験者等を支援するボランティアの確保、育成事業
- 10) 専門機関及び他団体との交流及び協力関係の促進事業
- 11) 一般市民に対する児童養護、社会事業等に関する普及啓蒙事業
- 12) 児童養護に関する調査、研究事業
- 13) 企業及び団体等の社会貢献活動等に対するコンサルティング及び企画運営支援事業
- 14) 社会的養護経験者等に対する物品仲介、物品寄付事業
- 15) 児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業
- 16) その他本会の目的を達成するために必要な事業

- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
 - 1) 寄付された物品の販売事業
 - 2) ホームページの広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
- (1) 正会員 当法人の趣旨に賛同し、事業推進に意欲的に協力する個人及び団体
 - (2) 賛助会員 当法人の趣旨に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- (1) 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- (2) 理事長は前項の申込みがあったときは正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入なければならない。

(会員の資格喪失)

- 第9条 会員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金、会費の不返還)

- 第12条 すでに納入した入会金、会費は返還しない。

第3章 役 員

(役員の種別・定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10名以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選 任)

第14条 理事は、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員の内には、それぞれの役員の配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれまたは、当該役員並びに三親等以内の親族の総数が3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この役員になることはできない。
- 5 監事は、理事会において、理事以外の会員から推薦し、総会の承認を得るものとする。
なお、監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、当法人を代表し、会務を総括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会則の議決に基づいて業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の財産の状況を監査する。
 - (2) この法人の業務執行の状況を監査する。
 - (3) 前2号の規定により監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会、又は所轄庁に報告する。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する。
 - (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産状況について理事会において意見を述べる。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、役員の再任を妨げない。

- 2 役員補充、又は増員により就任した役員は、それぞれの前任者、又は現任者の任期残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は、任期完了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事、又は監事の内、各定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の障害のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 役員の費用の支弁に関して必要な事項は、総会において別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、この会則に規定する事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) この法人定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く、第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第4号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。議長選出前の議事は理事長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会の議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事、又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任できる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 審議結果概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名、又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員数
 - (4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事を持って構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の中で執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日に少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任できる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 審議事項の結果概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品等
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管 理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う決算は、事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更生)

- 第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

- 第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剩余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

- 第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、且つ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事故を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により当法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第51条 この法人が解散（合併、又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者
のうち、総会において議決したものに譲渡する。

(合併)

- 第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証
を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、当法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載する。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 顧問

(顧問)

第57条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第11章 雜則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別表の通りとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立日から令和8年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立日から令和7年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人・団体)	1,000円
	賛助会員 (個人・団体)	0円
(2) 年会費	正会員 (個人)	10,000円
	正会員 (団体)	30,000円
	賛助会員 (個人)	一口10,000円、何口でも
	賛助会員 (団体)	一口50,000円、何口でも

別表 設立当初役員

役職名	氏名
理事長	早川ひとみ
副理事長	早川裕美
理事	小泉功
理事	本部悠正
理事	清水秀樹
理事	峰村篤
理事	加瀬守康
理事	池田幸司
理事	溝端聖子
監事	畔柳文泰

令和7年度

事業計畫

特定非営利活動法人 ハートフル

1 事業実施の方針

ハートフルは、社会的養護経験者等の孤立を防ぐことを主眼に社会的養護自立支援の拠点事業として、主に、児童養護施設や里親から年齢等で離れた児童や若者を対象に自立援助ホームでの共同生活を行う中で社会性・連帯感を育てながら自立を促す生活支援、就労支援進める。児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業を行うとともに、虐待行為等による一時的避難児童等を自立援助ホームに受け入れることも事業方針とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【20000】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
社会的養護経験者等に対する自立を目的とした拠点事業	共同生活をする入居人全員に下記4点の拠点事業に参加させる。定期的に地域育成活動に参加	年間通し	江戸川区中葛西地区	2	入居児童等	14	1000
	2. 地域の祭りやスポーツイベントに参加	7月、10月	江戸川区中葛西地区	2	入居児童等	14	1000
	3. 同じ境遇の児童等とスポーツ大会やハイキングを年2回	5月、10月	東京都周辺ハイキングコース	4	近隣施設入居者とハートフル児童等	20	1000
	4. 高校3年生や離れる時期が来た児童等に巣立ち後の人暮らしの準備セミナーを3回	8月、1月、3月	ハートフル相談室・集会室	3	近隣施設入居者とハートフル児童等	20	1000
社会的養護経験者等に対する相談、情報提供並びに相互交流事業	相談支援指導員・社会教育指導員・レクリエーション指導員との交流を年4回	6・10・12・3月	ハートフル相談室・集会室	6	江戸川区を中心とした地区近隣住民と関係者	20	1500
社会的養護経験者等に対する生活支援事業	生活相談支援員・ケースワーカー等による援助ホームでの生活について講演会等	年間	ハートフル相談室・集会室	4	近隣施設入居者とハートフル児童等	300	2000
社会的養護経験者等に対する就労支援、職業紹介事業	就労事業、職業紹介活動等を就労相談支援員・企業関係者より職業観や情報提供活動	10月、12月、2月	ハートフル相談室・集会室	4	江戸川区を中心とした地区住民と関係者	200	1000
社会的養護経験者等に対する奨学金支援事業	児童養護施設等の出身児童生徒及び出身者への奨学金基金募集活動を行い給付する	4月～3月随時	ハートフル相談室・集会室	2	ハートフル児童等	14	1000

社会的養護経験者等に対する住宅支援事業	社会的養護自立支援の拠点事業とハートフル自立援助ホーム事業の説明会 2回実施新入居者の募集計画策定	11月、2月	ハートフル相談室・集会室	6	東京都・江戸川区周辺の児童等	20	1000
児童養護施設等の職員及び関係者に対する研修及び業務支援事業	ハートフル職員及び関係者に実施。知見を広めるために心理士、弁護士両支援指導員を交えて、相談、情報提供並びに交流事業を3回実施	4月、6月、10月	ハートフル相談室・集会室	6	区内児童相談所等及びハートフル職員	20	1000
社会的養護経験者等の一時的避難及び短期間含めた生活場所の提供事業	事務室棟2階(一時避難室)家具什器類購入	4月~10月	事務室棟2階	4	ハートフル職員と企業	5	2000
	避難児童へ相談指導支援員・生活指導支援員対応、年間 随時	年間	ハートフル相談室・集会室	4	東京都・江戸川区周辺児童等	4	500
社会的養護経験者等を支援するボランティアの確保、育成事業	区内高校・大学・専門学校に働きかけ、自立援助ホーム事業の周知説明会 2回実施しボランティアを確保	11月、2月	東京都周辺大学及びハートフル相談室・集会室	6	東京都・江戸川区内高校・大学・専門学校	30	1000
専門機関及び他団体との交流及び協力関係の促進事業	都区内専門機関等と管理コーディネーター・相談指導支援員・生活指導支援員等が対応	4月、6月、10月	区内児童相談所・ハートフル相談室・集会室	4	東京都・江戸川区内専門機関	20	1000
一般市民に対する児童養護、社会事業等に関する普及啓蒙事業	管理コーディネーター・相談指導支援員・生活指導支援員等が対応	7月・11月、2月	ハートフル相談室・集会室	6	東京都・江戸川区周辺の住民等	30	1000
児童養護に関する調査、研究事業	管理コーディネーター・相談指導支援員・生活指導支援員等が対応 2回	11月、2月	ハートフル相談室・集会室	4	ハートフル職員	7	300
企業及び団体等の社会貢献活動等に対するコンサルティング及び企画運営支援事業	管理コーディネーター・相談指導支援員・生活指導支援員等が対応	1月~3月	ハートフル相談室・集会室	4	東京都・江戸川区内企業等団体	10	1000
社会的養護経験者等に対する物品仲介、物品寄付事業	管理コーディネーター・相談指導支援員・生活指導支援員等が対応 隨時	随時	ハートフル事務室・相談室・集会室	2	東京都・江戸川区周辺の住民等	10	200
児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業	ホーム居室整備及び生活援助施設は本年度は改修等のため募集せず来年度より実施の見込み広報・相談活動	3月	ハートフル相談室・集会室	2	東京都・江戸川区周辺の住民等	6	1500

(2) その他の事業

(事業費の総費用【300】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

寄付された物品の販売事業	ハートフル事業説明会などを通して参加者や施設近隣住民を対象に販売事業を行い運営資金に充てる。	11月. 2月	ハートフル集会室	2	100
ホームページへの広告掲載事業	ホームページに企業広告一年契約を募集し、掲載する。運営資金に充てる。	4月	ハートフル事務室	2	200

令和8年度

事業計畫

特定非営利活動法人 ハートフル

1 事業実施の方針

ハートフル事業は、社会的養護経験者等の孤立を防ぐことを主眼に社会的養護自立支援の拠点として、主に、児童養護施設や里親から年齢等で離れた子どもや若者を対象に自立援助ホームでの共同生活を行う中で社会性・連帯感を育てながら自立を促す生活支援、就労支援進める。児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業を行うとともに、虐待行為等による一時的避難児童等を自立援助ホームに受け入れることも事業方針とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【19820】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
社会的養護経験者等に対する自立を目的とした拠点事業	共同生活をする入居人全員に下記4点の拠点事業に参加させる。 1. 定期的に地域清掃活動に参加	年間通し	江戸川区中葛西地区	2	入居児童等	6	800
	2. 地域の祭りやスポーツイベントに参加	7月、10月	江戸川区中葛西地区	2	入居児童等	6	500
	3. 同じ境遇の児童等とスポーツ大会やハイキングを実施	5月、8月 10月	東京都周辺	4	近隣施設入居者とユーテラス児童等	20	1000
	4. 高校3年生や離れる時期が来た児童等に巣立ち後の一人暮らしの準備セミナーを実施	8月、 11月、 1月、 3月	地域相談所・ハートフル等	3	近隣施設入居者とユーテラス児童等	20	1000
社会的養護経験者等に対する相談、情報提供並びに相互交流事業	相談支援指導員・社会教育指導員・レクリエーション指導員との交流	6月、 10月、 12月 3月	地域相談所・ハートフル等	6	江戸川区を中心とした地区近隣住民と関係者	20	1000
社会的養護経験者等に対する生活支援事業	生活相談支援員・ケースワーカー等による援助ホームでの生活について講話	4月、 10月	江戸川区内施設	4	近隣施設入居者とユーテラス児童等	50	1000
社会的養護経験者等に対する就労支援、職業紹介事業	就労事業、職業紹介活動等を就労相談支援員・企業関係者より職業観や情報提供	8月、 10月、 12月、 2月	ハートフル事務室等・江戸川区中葛西地区	4	江戸川区を中心とした地区住民と関係者	30	1000
社会的養護経験者等に対する奨学金支援事業	児童養護施設等の出身児童生徒及び出身者への奨学金基金募集活動を行い、年度末に、基金の状態から給付する努力尾を行う	年間随時	ハートフル事務室等	2	入居児童とユーテラス児童等	10	1000
社会的養護経験者等に対する住宅支援事業	社会的養護自立支援の拠点事業とユーテラス自立援助ホーム事業の説明会と新入居者の募集計画策定	11月、 2月	区内児童相談所等・ハートフル集会室等	6	東京都・江戸川区周辺の児童等	20	500

児童養護施設等の職員及び関係者に対する研修及び業務支援事業	ハートフル職員及び関係者に実施。知見を広めるために心理士、弁護士両支援指導員を交えて、相談、情報提供並びに交流事業を実施	4月、6月、10月、2月	ハートフル食堂、集会室等	6	区内児童相談所等及びハートフル職員	20	1000
社会的養護経験者等の一時的避難及び短期間含めた生活場所の提供事業	一時避難室を改修整備等	4月~10月	事務室棟2階	4	ハートフル職員と改装企業	3	2000
	避難児童へ相談指導支援員・生活指導支援員対応、年間随時	年間通し	ハートフル事務室等	4	東京都・江戸川区周辺の児童等	4	1000
社会的養護経験者等を支援するボランティアの確保、育成事業	区内高校・大学・専門学校に働きかけ、自立援助ホーム事業の周知説明会を実施しボランティアの人員を確保	11月、2月	東京都周辺大学及びハートフル食堂、集会室等	6	東京都・江戸川区内高校・大学・専門学校	30	1000
専門機関及び他団体との交流及び協力関係の促進事業	都区内専門機関等と管理コーディネーター・相談指導支援員・生活指導支援員等が対応	4月、6月、10月	ハートフル事務室等	6	東京都・江戸川区内専門機関	20	1000
一般市民に対する児童養護、社会事業等に関する普及啓蒙事業	管理コーディネーター・相談指導支援員・生活指導支援員等が対応	7月、11月、2月	ハートフル食堂、集会室等	6	東京都・江戸川区周辺の住民等	80	1000
児童養護に関する調査、研究事業	管理コーディネーター・相談指導支援員・生活指導支援員等が対応	11月、2月	ハートフル食堂、集会室等	4	ハートフル職員	7	520
企業及び団体等の社会貢献活動等に対するコンサルティング及び企画運営支援事業	管理コーディネーター・相談指導支援員・生活指導支援員等が対応	1月~3月	ハートフル食堂、集会室等	4	東京都・江戸川区内企業等団体	20	1000
社会的養護経験者等に対する物品仲介、物品寄付事業	管理コーディネーター・相談指導支援員・生活指導支援員等が対応	随時	ハートフル事務室等	2	東京都・江戸川区周辺の住民等	10人	500
児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業	備品家具類整備及び日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を実施	4月、7月、11月、2月	ハートフル相談室・集会室	2	東京都・江戸川区周辺の住民等	6	3000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【300】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
寄付された物品の販売事業	ハートフル事業説明会などを通して参加者や施設近隣住民を対象に販売事業を行い運営資金に充てる。	11月、2月	ハートフル施設	2	100
ホームページへの広告掲載事業	ホームページに企業広告一年契約を募集し、掲載する。運営資金に充てる。	4月	ホームページ上掲載	2	200

令和7度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 ハートフル

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費		2,500,000		0	2,500,000
1,000,000					
1,500,000					
2 受取寄附金 受取寄附金		2,000,000		0	2,000,000
2,000,000			0		
3 受取助成金等 社会的養護自立支援拠点事業 運営補助金 自立援助ホーム開設運営補助金		35,000,000		0	35,000,000
20,000,000					
15,000,000					
4 事業収益 寄付された物品の販売事業 ホームページへの広告掲載事業			500,000	500,000	
			200,000		
			300,000		
5 その他の収益 受取利息		1,000		0	1,000
	1,000				
経常収益計		39,501,000		500,000	40,001,000
			40,001,000		
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費 給料手当 役員報酬 社会保険料 福利厚生費		12,470,000		100,000	12,570,000
11,000,000			100,000		
1,200,000					
170,000					
100,000					
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 食材費・衣服費等 印刷製本費 業務委託費 修繕費 消耗品費		7,700,000		200,000	7,900,000
700,000			200,000		
1,000,000					
2,500,000					
500,000					
2,000,000			200,000		
1,000,000					
事業費計		20,170,000		300,000	20,470,000
2 管理費					
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 旅費交通費 社会保険料 福利厚生費 火災保険料		11,070,000			11,070,000
0					
10,000,000					
800,000					
170,000					
50,000					
50,000					
(2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 家賃 通信運搬費 旅費交通費 減価償却費		7,800,000			7,800,000
500,000					
500,000					
6,000,000					
300,000					
300,000					
200,000					
管理費計		18,870,000			18,870,000
経常費用計		39,040,000		300,000	39,340,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ··· ①		46,100		200,000	661,000
			200,000		
【C】 経常外収益		0		0	0
固定資産売却益 過年度損益修正益					
経常外収益計					
【D】 経常外費用		0		0	0
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常増減額 【C】 - 【D】 ··· ②		0		0	0
経理区分振替額 ··· ③		200,000		-200,000	0
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ··· ④		661,000		0	661,000
法入税、住民税及び事業税 ··· ⑤		70,000			70,000
前期繰越正味財産額 ··· ⑥		1,000			1,000
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥		592,000			592,000

令和8年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

特定非営利活動法人 ハートフル

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業 金額 小計・合計	その他事業 金額 小計・合計	合計
【A】 経常収益			
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	2,500,000 1,000,000 1,500,000	0	2,500,000
2 受取寄附金 受取寄附金	2,000,000 2,000,000	0	2,000,000
3 受取助成金等 社会的養護自立支援拠点事業 運営補助金 自立援助ホーム開設後運営補助金	35,000,000 20,000,000 15,000,000	0	35,000,000
4 事業収益 寄付された物品の販売事業 ホームページへの広告掲載事業		400,000 200,000 200,000	400,000
5 その他の収益 受取利息	1,000 1,000	0	1,000
経常収益計	39,501,000	400,000	39,901,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費 給料手当 役員報酬 社会保険料 福利厚生費	11,420,000 10,000,000 1,200,000 170,000 50,000	100,000 100,000	11,420,000
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 食材費・衣服費等 印刷製本費 業務委託費 修繕費 消耗品費	8,200,000 700,000 1,000,000 3,000,000 500,000 2,000,000 1,000,000	200,000 200,000	8,400,000
事業費計	19,620,000	200,000	19,820,000
2 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 旅費交通費 社会保険料 福利厚生費	11,020,000 0 10,000,000 800,000 170,000 50,000		11,020,000
(2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 家賃 通信運搬費 旅費交通費 減価償却費	7,900,000 500,000 500,000 6,000,000 200,000 500,000 200,000		7,900,000
管理費計	18,920,000		18,920,000
経常費用計	38,540,000	300,000	38,840,000
当期経常増減額【A】-【B】...①		961,000	1,061,000
【C】 経常外収益		0	0
固定資産売却益 過年度損益修正益			
経常外収益計			
【D】 経常外費用		0	0
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損			
経常外費用計		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】...②		0	0
経理区分振替額...③		100,000	-100,000
税引前当期正味財産増減額①+②+③...④		1,061,000	0
法人税、住民税及び事業税...⑤ 前期繰越正味財産額...⑥		70,000 1,000	70,000 1,000
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥		992,000	992,000